苫小牧市テクノセンター条例の一部改正(使用料および手数料の設定)について

1 趣旨

苫小牧市テクノセンターの精密高速旋盤を更新することに伴い、苫小牧市テクノセンター条例の 一部を改正するものです。

なお、条例の施行は、令和7年1月1日を予定しています。

2 根拠法令

地方自治法第228条の規定により使用料および手数料は、条例で定めることとされています。

3 導入する機器

機器名: 精密高速旋盤

機器メーカ及び型式: 株式会社 TAKISAWA TSL-550

機器概要:

精密高速旋盤は、回転させた工作物にバイト(刃物)を突き当てることにより、工作物を円筒形状に削り出す加工機械です。旋盤は、金属加工分野では代表的な加工機械であり、金属を取り扱う公設試験研究機関の多くに設置されている機器です。

4 使用料および手数料について

- ・精密高速旋盤 使用料 (1時間につき) 1,200円
- 精密高速旋盤は機械加工機のため、依頼試験に係る測定、試験等手数料は設定しません。

5 導入機器の使用料および手数料の算出根拠

導入する機器の使用料および手数料は、所定の方法(減価償却費、動力費、指導に係る人件費等の合算)により算出しております。